令和6年度 和歌山平野農地防災事業 関戸支線水路第1工区工事

特別仕様書

近畿農政局 和歌山平野農地防災事業所

項目	内容	摘要
第1章 総則	令和6年度 和歌山平野農地防災事業 関戸支線水路第1工区工事(以下「本工事」という。)の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書(令和6年4月)」(URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html)(以下「共通事項書」という。)に基づいて実施する。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容 1 目的	本工事は、国営和歌山平野土地改良事業計画に基づき、関戸支線水路を改修するものである。	
2 工事場所	和歌山県和歌山市井ノロ、和佐関戸及び禰宜地内	
3 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 水路延長 L=197.718m 施工始点 測点ANO.26+17.396 施工終点 測点ANO.36+15.114 内訳 開渠工 L=168.16m 暗渠工 L=10.50m 接続工 L=19.06m	
4 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工期:令和6年8月7日から令和7年3月24日まで(余裕期間:契約締結の日から令和6年8月6日まで) ※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム(コリンズ)に登録する技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件 1 工事期間中 の休業日	工事期間中の休業日として、雨天・休日等13日(月平均)を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。	
2 寒中コンクリート	1)本工事におけるコンクリート工事の施工に当たって、共通仕様書第1編3-10 -2に規定する「寒中コンクリート」は想定していない。	

	T		関戸支線水路第1	<u> </u>		
項目	内	容		摘 要		
	2) 気象状況により寒中コンクリート協議の上、養生方法、その他の施工に基づき作成する施工計画書に記載	二方法について、共 済	通仕様書第1編1-1-5			
3 工程制限	関戸支線水路及び接続工は、非かんがい期(10月1日~5月31日)でなければ工事できない。					
4 工事を施工 しない日	原則、土曜日、日曜日、大型連休、夏季休暇及び年末年始休暇とする。ただし、 週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施を取り組む 工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむをえず工事の 施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。					
5 工事を施工しない時間帯	原則、平日の午後5時30分から午前なお、気象条件等により上記の工事事の施工が必要となった場合は、監督	事を施工しない時間	/ /			
第4章 現場条件 1 土質	本工事の施工場所の土質は、粘性=	土を想定している。				
2 関連工事	本工事に関連する工事として、次に 通じ、関連工事の責任者と十分連絡・ しなければならない。					
	工事名	工期	調整事項			
	和歌山平野農地防災事業 千旦放水路(その5)建設工事	R5. 6. 5~R7. 3. 15	土砂運搬			
	埋蔵文化財試掘調査業務(仮称)	R6.9~R6.11 (予定)	工事用道路、仮設ヤード			
3 第三者に対 する措置 (1) 騒音、振動 対策	工事実施箇所の発生源を	なければならない。 めの取り壊し等に際 で表のとおり騒音・ は最が示す様式(騒音) はに提出しなければが はに提出しなければが はを超える場合は、 でものでは、 をでは、 をできる場合は、 でものでは、 をできる場合は、 でものでは、 をできる場合は、 でものでは、 でものでは、 でものでは、 では、 でものでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	にしては、低騒音・低振動の 振動調査を実施するものと 音測定一覧表及び振動測定 ならない。 直ちに作業を中止し、監 振動レベル測定 法施行規則 (正:令和3年3月25日環境 号) 75dB 各1日 適所の発生源及びその測線			
	工事実施箇所の発生源を 測定地点 て、その直線上の2点 (10m) 測定する。		i箇所の発生源及びその測線 (10m・40m)の合計3点を測			

						関戸支線水路第1		
項目			内		容		摘要	
	言	周査地点は25。	也点数は1点 別途、監督稲	貴と協議す	調査地点にる。	地点数は1点とし、詳細な は別途、監督職員と協議す		
	測定時間	するものと は10分とする	る。	所で10回測定 : の測定時間 音要因を適切	するものと は10分とす	ら1時間間隔で10回測定 こし、1回ごとの測定時間 「る。 都度、主要振動要因を適切		
			載するものと		に評価・訂	己載するものとする。		
(2) 境界対策	与えないよう また、工事の 十分留意して なお、受注	本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分留意して施工するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルの生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。						
(3) 営農対策	本工事の隣	接農地に	おける営農は	こ支障が出れ	ないよう配慮	遠しなければならない。		
(4) 現場内への 立入制限等	安全のため設を設置する			立入を制限で	するとともん	こ、必要な箇所には安全施		
(5)保安対策	導教育責任 であって交 2)交通誘導	1)本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員(指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者)であって交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2)交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。						
	配置場	所	交通誘導 警備員	昼夜別	交代要員 の有無	備考		
	県道 9 号岩出 事用道路進入		1人/目	昼間	無	土砂・資機材搬出入時		
(6) 交通対策	ない。 2) 工事用車 等を防止し 3) 工事用車 られた場合 工事現場 て、事前に 損した場合	両は、主要なければた あの運行には、そので 周辺の一 路面状況等	要資材及び」 ならない。 こ伴い、一般 輔修工事を打 般道路につ 等を記録して 日を行うこ	上砂の搬入出 受道路等が指 指示するこ。 いて、工事 ておくものと ととする。た	当等において 計像し、道路 とがある。 用車両が頻 こする。なお	度を遵守しなければなら て、車両からの流出、飛散 管理者から修復等を求め 繁に通行する道路につい る、受注者の責で道路を破 な使用にもかかわらず路 とする。		
(7) 早朝及び夜 間作業の禁 止	労働災害及 ない。	び騒音防」	止の観点かり	ら、原則とし	て早朝及び	液間作業を行ってはなら		
(8) 防塵対策	場合は、工事 期的に散水を	現場に隣接	接する農地の 防塵対策に	D農作物の係 努めるもの。	R護、民家等 とする。防塵	び周辺道路等を走行する そへの被害防止のため、定 対策に要する費用につい 養するものとする。		

					1
項目		内	容		摘要
(9) 関係機関と の調整	鉄道(株)近畿統括 また、施工中は列 結果を踏まえた安全 JR 和歌山線の橋脚 や期間等の詳細につ 2)文化財調査 ANo. 39+17. 750~A である。工事用道路 施工順序等の調整が ては別途監督職員よ 3) 道路協議	本部和歌山保線区 車運行に支障をき 対策を講じなけれ 部において変位測 いては別途監督報 ANo. 43+14. 137 付 及び残土置き場る 必要になる場合が り指示する。	なと近接協議を行う たさないよう留意 はばならない。また、 定を実施することと 競員より指示する。 近で和歌山県の文化 共有することで計 、ある。試掘調査位は いては、道路管理者で	ため、契約後西日本旅客 予定である。 するものとし、近接協議 接続工の施工の際には、 としているが、施工位置 と財試掘調査を行う予定 画しているため、工程、 置、期間等の詳細につい である和歌山県と協議中	
(10) 地上地下施設に対する安全対策	調査を行い、監督職等が通過する箇所でを行うものとする。 はこの限りではないなお、架空線等の必要がある場合は、 2)受注者は、地下埋からの情報を把握すとする。また、新たに基づき監督職員に	員に報告するものは、高さ制限を確ただし、安全対策に要する。 安全対策に要する監督職員と協議。 設物の埋設状況にるものとする。なに地下埋設物を発	とし、架空線等上3 認する安全対策施 施設について施工記 誘導員の配置や架2 ついて関係機関の付 お、埋設物周辺では 見した場合は共通付 つる。	す架空線等の上空施設の 空施設の下を工事用車両設(簡易ゲート)の設置 計画上対策が不要な場合 空線の防護管を設置する 也、設計図書や監督職員 は慎重な施工を行うもの 士様書第1編1-1-34 は、監督職員と協議する	
4 調査 (1) 平板載荷	員に報告しなければな	らない。 たさない場合、又	は地質が異なる場合	支持力を確認し、監督暗 合は、監督職員と協議す 備 考	
		支持力	(箇所数) 平板載荷試験		
	ANo. 27付近	24. 74kN/m²	(1箇所)	現場打ち接続工	
	ANo. 32付近	41. 18kN/m²	平板載荷試験 (1箇所)	ボックスカルバート	
(2)土壌検査	なければならない。 1) 試料採取位置につ 2) 検査区分は「産業」 る条例(県条例)	いては別途監督職 廃棄物の保管及び	戦員より指示する。 注砂等の埋立て等の	吉果を監督職員に報告し の不適正処理防止に関す vido/index_d/fi1/nkijy	-

	T								1
項目		内			容				摘要
	un. pdf参照)」に適合 3)基準値を超える項目			監督職	員と協議で	するもの	のとする。		
5 照査	共通仕様書第1編1- 員に提出するものとする		基づく設	計図書	の照査を行	行い、そ	の結果を	- 監督職	
第5章 指定仮設									
1 工事用地等	1)本工事に必要な借地範囲に資材置場等を記 2)耕地上に資材置場、するものとし、シートえることのないよう、 3)工事用地等の使用にを10mメッシュの頻度定結果を監督職員に結 4)工事用地等について実施しなければなら	設置するも 工事用道、撤去時に 盛土の材 こ先立ち、 で計測す 報告するも では、工事	のとする 路造成等の 盛土材等が 材料には良 借地用地 るものとし のとする	。 の盛土を が耕地に 質な材 及び借り し、測気。	を行う場合 こ飛散し復 料を使用で 地用地に近 さした箇所	合は、± 夏旧後の するもの 丘接する 行は座標	ボシート 対農に支 のとする。 部分の地 にて管理	、を敷設で障を与りという。 といっと ではまま できまま といっと といっと といっと といっと といっと といっと といっと とい	
2 水替工	 1) 本工事における湧z	か与け ※	マのしょり	相学〕	アいて				
. 乙 小省工	1) 本工事にわける傍点		- Wic あり 排水量	I	排水方法				
			13/hr未満	·			 1 箇所		
o /='** a==	現場施工状況管理を行のとする。 3)ポンプ等による排列要な場合は、監督職員	k先は、既 員と協議す	設水路をア 「るものと	想定し [*] する。	ているが、	濁水等	こよる奴	旦理が必	
3 仮締切工	図面に示す既設水路のするものとする。また、 は、受注者の責任におい	工事期間]中の点検、	、補修、	、維持管理				
4 仮設排水路	仮設排水路の規模は、	Qmax=0.	112m3/s以	上の通	水能力を研	確保する	るものと	する。	
5 建設発生土 (1)建設発生土	 1) 本工事では、他工事では、他工事では、	重からの登	&生十レ1	て次の	十畳の郷・	入を予究	全してい	Z.	
(搬入)	搬入元工事名	チル・ウック元 所名		1	入量		<u> </u>	少 ₀	
	千旦放水路(その5)建	和歌山市				令和6年	三9月	吐力	
	設工事 2)搬入土の受け渡し場	 場所は、千	旦放水路	到達立	 坑ヤード		道路造成		
(2)建設発生土 (仮置き場)	する。 1) 本工事では、工事気所在地及び土量は次の。				き場を図証	面に示す	個所とし	、その	
	所在地		土量		 	備	 考		
	和歌山市禰宜地内 (関戸支線水路仮設ヤー	・ド内)	2, 154	m3	令和6年1 (工事用)		介和7年3 文時)	月	

項	目		内	容		厂义脉小蹈务	摘要	
第6章	工事用地							
	: 主者が確 ている用	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」 という。)は、図面に示すとおりである。						
	事用地等 用及び返	1) 工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、 使用条件等の確認を行わなければならない。 2) 受注者は、工事用地等を監督職員の指示に基づき、適切に使用しなければならない。						
		3) 受注者は、使用条件に基 有者の立会いのもと、土地 ものとする。 なお、監督職員から要請	使用補償契約に定め	める期間内に	工事用地	の返還を行う		
		るものとする。 4)受注者は、工事用地の返 あった場合は、監督職員と						
	主者の裁 よる工事	発注者が確保している工事 注者の責任において処理する		受注者の裁量	量で確保す	トる場合は、受		
	支給材料 材料	支給する材料は、次のとお	らりである。					
		品 名	規格	単位	数量	備考		
		高密度ポリエチレン管	φ 600, L=4000	本	4			
2 引渡	5方法等	支給材料の引渡し方法等は	次のとおりとする。	o I				
		場所	引渡し時期	引渡し		備考		
		和歌山市禰宜地内地内 (千旦放水路到達立坑ヤード)	令和6年9月	積込・運搬 受注者が行	·			
第8章	工事用電	本工事で使用する電力設備	は、受注者の責任	において準備	帯しなけれ	<i>い</i> ばならない。		
彩			· 자41·4호 T v V D FF(나)	va o l. 43 h -	~+ ~ ~	1017 - 10 282-		
1	各及び品	本工事で使用する主要材料 い場合は、同等あるいは同等 るものとする。			-			
			1) 石材及び骨材 再生クラッシャラン RC-40 砕石 C-40					
		粒度調整砕石 M-302)鋼材 鉄筋コンクリート用棒鍋	∥ SD295-345 IIS	G3112				
		PC 鋼棒 B種1号 JIS	· -					

	関戸支線水路第1	工区工事
項目	内容	摘 要
	PC 鋼より線 SWPR7B JIS G3536 アンカープレート 90×90×19 3) コンクリート二次製品 L型水路 (農業土木事業協会規格品 同等品) I種 ボックスカルバート T-14 (全国ボックスカルバート製品協会規格) プレキャスト矩形組立人孔 道路用鉄筋コンクリート側溝 JIS A 5372 片土留型可変側溝 JIS A 5372 自由勾配側溝 T-14, T-25 一筆排水桝 400×240×800 法止めブロック H500 歩車道境界ブロック B種 4) コンクリート コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。	
	種類 呼び	
	無筋 コンクリート 18 8 25 65 以下 BB 取水・排水口, 既設水 路復旧工(底版コンクリート)) 水路付帯工(接続管路)	
	無筋 18 8 40 65 以下 BB 均しコンクリートエ(ボックスカル バートのみ)	
	鉄筋 21 12 25 60 以下 BB 底版コンクリート工 接続工 側水路工 (接続桝(3 号 のみ), サイホン工, 既 設水路復旧工(側壁)) 既設水路高上げ工	
	※ 粗骨材最大寸法 25mm について、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。 5) その他 土木安定シート (引張強度 980N/5cm) 吸出し防止材 (引張強度 9.8KN/m) 目地板 (ゴム発泡体・硬度 20 又は 30、水膨張性止水板) シール材 (ウレタン系シール、1成形分) 本工事の水路用 L型ブロックの目地部に使用するシーリング材は、農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】 (案)の目地充填工法に使用する材料・工法の品質規格に適合するものとする。 【種 類】 1成分形ポリウレタン系シーリング材 【基本性能】 JIS A 5758 建築用シーリング材の F-20LM クラス 6) 木材	

	1		187	文線水路男 I 丄区」
項目		内	容	摘
	受注者は、設計図書に木	材の使用について指定	されている場合はこ	れに従うも
	のとし、任意仮設等におい	っても木材利用の促進に	留意しなければなら	ない。
	7) 管材			
	強化プラスチック複合管	受 (FRPM) 内圧5種	IIS A 5350	
	スティフナー付鋼製単領		J10 11 0000	
	硬質ポリ塩化ビニル管			
	8)舗装材	(10) JIS R 01 II		
	アスファルト乳剤 JIS	K 2208 PK-3		
	アスファルト乳剤 JIS			
	アスファルト混合物		3)	
	アスファルト混合物			
	アスファルト混合物			
		于上州地グノハロン (16	0)	
 2 見本又は資	 1) 主要材料及び次に示す工	事材料は、使用並に対験	成結書 目木 カタロ	ガ笙な監叔
料提出	職員に提出して承諾を得な		从侧音、允许、从了中	ノサで皿目
14176111	なお、これ以外の材料に		確認する担 合があるの	つで、監督部
	員が指示した場合は、これ			ノく、皿目柳
	材料名		。 出物	7
	石材及び骨材	試験成績書、粒度	分布表	
	コンクリート	示方配合表、試験	成績書	
	コンクリート二次製品	カタログ、試験成	績書	
	鋼材類	ミルシート		
	管材類	カタログ、試験成	績書	
	アスファルト混合物	試験成績書		
	その他資材	カタログ、試験成	績書等	
3 監督職員の	次に示す工事材料は、使	用前に監督職員の検査	又は試験を受けなけ	ればならな
検査又は試験	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			
	材料名	検査・試験項目	備考	
	管材	外観、寸法	搬入時抽出椅	<u> </u>
	コンクリート二次製品	IJ	II.	
第10章 施工				
1 一般事項				
(1) 基準点	本工事の基準点及び水準点	点は別添図面に示すとま	らりであり、詳細につ	いては別途
	監督職員が指示する。			
	なお、基準点等の位置デー	ータは測地成果2011に対	抗したものである。	
(2) 中間技術検	 1)発注者から監督職員を追	通じて、中間技術検査を	実施する旨、通知を	受けた場合
査	は従わなければならない。			
	2) 中間技術検査を受ける場	湯合、あらかじめ監督職	員から指示する出来	形図及び出
	来形数量内訳書を作成し、	監督職員へ提出しなけ	ければならない。	
	3) 契約図書により義務づけ	けられた工事記録写真、	出来形管理資料、工	事関係図及
	び工事報告書等の資料を整	整備し、中間技術検査を	:命じられた職員 (以	下「技術検
	査職員」という。) から技			
	4)技術検査職員から修補を	を求められた場合は従れ	っなければならない。	

項目	内		容		摘要
	5) 中間技術検査又は修補に要	する費用は、	受注者の負担とす	·る。	
(3) 既設構造物 に対する措置	1)本工事の施工に当たって、 ついて事前に監督職員に報告 する構造物については、既設 録)を確認し、監督職員に報 2)施工中に設計図書に示してい 復旧を指示する場合がある。 3)再利用する構造物がある場 保管するものとする。 なお、再利用が困難と判断 4)受注者は、本工事の施工時 監督職員と協議するものとす	して確認を受 構造物の形状 告するものと いない構造物が 合は、慎重に される場合は に再利用が可	けなければならな 、設置位置 (座標) する。 が発見された場合、 取り扱うものとし 、監督職員と協議	い。また、原形復旧 こよる設置位置の記 必要に応じ、撤去・ 、復旧まで現場内で するものとする。	
(4) 舗装切断に 伴う排水等の 処理	舗装切断作業に伴い発生する ないよう回収し、産業廃棄物と				
(5) 設計図書の 充足	本仕様書、設計図書等に明記るべきものについては、監督職				
2 再生資源等 の利用 (1) 建設副産物	1)受注者は、土砂を再生資源 法令等に基づき、速やかに受 2)受注者は、再生資源利用促掘 搬出する場合は、工事現場内の が行った土壌汚染対策法等の るなど適正であることについ 確認結果は再生資源利用促進 見えやすい場所に掲げなけれ 3)受注者は、建設現場等から 資源利用促進計画を作成する上 に対して、法令等に基づいて 4)受注者は、建設発生土を再生 きは、法令等に基づき、速やに記載された事項が再生資源 認するとともに、監督職員かればならない。	領書を搬入元 進計画の作成の土砂の掘削が手続き令いた。 手続きないないではいた。 計ながりではないではないではないではないでは、 はではないでは、 はではいいでは、 はでは、 はでは、 はでは、 はでは、 はでは、 は	に交付しなければにあたり、建設発行の他の形質の変見ない。 、搬出先が盛土規制をあるともに、工事の者に委託しようの名称及び所在地質に関する確認結果がならない。 進計画に記載した持ている。 を計画に記載した持ている。 を計画に記載した持ている。	はならない。 生土を工事現場から 更に関して発注者等 制法の許可地等であ ればならない。また、 現場において公衆の とするときは、再生 、搬出量)と再生資 限を委託した搬出したと 吸出先へ搬出したと 交付を求め、受領書 と一致することを確	
(2) 再生資材の	受注者は、次に示す再生資材		ればならない。		
利用	資 材 名	規格		備考	
	再生加熱アスファルト混合物	RC-40 再生密粒度アスコン 再生粗粒度アスコン 再生細粒度アスコン	(13) 使用箇所:	基礎工、路盤工 舗装工	

項目		内			文線水路第 1	摘要
3 建設資材廃 乗物等の搬出	難な場合は、次に元 監督職員と協議する	示す処理施設へ搬けるものとする。 全認方法についてに	資材廃棄物等を本現場内 出するものとするが、これ は、施工計画書に記載する	れにより糞	難い場合は、	
	建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入 時間	事業区分	
	コンクリート殻 (有筋)	(株)中野建設	和歌山市西田井字下嶋 505-1,508-1,509,510- 1,永穂大西664-1	8:00 ~ 17:00	再資源化施設業者	
	コンクリート殻 (無筋)	牧野商店	伊都郡九度山町九度山439番地	8:00 ~ 17:00	再資源化 施設業者	
	アスファルト殻	(株)中野建設	和歌山市西田井字下嶋 505-1,508-1,509,510- 1,永穂大西664-1	8:00 ~ 17:00	再資源化施設業者	
	廃プラスチック (土木シート)	(株) ヴァイオス	紀の川市桃山町調月 2822番6外1筆	9:00 ~ 17:00	中間処理 施設	
4 特定建設資 材の分別解体 等	のとおりである。 工程 ごとの作業 内容及び解	特定建設資材の工利 作業内容 仮設工事 ■有 □無 土工事 ■有 □無 基礎工事 □有 ■無 本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作 □手作業 ■手作業・機械作 □手作業 □手作業 □手作業 □手作業・機械作	等の方法 業の併用 業の併用 業の併用	の方法は、次	
	(S)本体付属品	■有 □無 その他の工事 □有 ■無	□手作業・機械作 □手作業			
5 土工 (1) 掘削	の土砂が混入した なお、表土の录 の確認を行い、る 2)掘削 ①掘削土は、埋身 流用出来ないる	ないようにしなけれ 対ぎ取りに先立ち題 その結果を監督職員 そし及び盛土に流り と判断される場合は	Ocm程度とし、表土の仮能 ればならない。 監督職員、地権者等の立意 員に提出しなければなら 用するものとする。掘削っ は監督職員と協議するも に十分注意して施工しな	会を得て、 ない。 上等が埋戻 のとする。	表土の厚さ	

	関戸支線水路第1	<u> </u>
項目	内容	摘 要
	③法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。	
(2) 埋戻し及び 盛土	埋戻し及び盛土は、現地発生土を使用するものとし、事前に締固め試験を実施し、 試験結果に基づいて施工するものとする。区分毎の詳細は以下のとおりとする。 1)構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう 均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固めを行わなければなら ない。 2)路肩盛土等その他の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう 均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固め度90%以上となるよう 均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固め度90%以上となるよ う締固めを行わなければならない。	
6 基礎工		
(1) 砕石基礎	1) 基床部の不陸整正及び整形は、管を均一に支持できるように、浮き石等を除去して平滑に仕上げ、十分に締固めなければならない。 2) 基床部については、一層の仕上がり厚さが30cm程度になるようまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。なお、基床部の締固めは振動ローラにより行うこととするが、締固めが困難な箇所はタンパ等により締固めなければならない。 3) 管側部については、管体に衝撃を与えないように基礎材を投入し、左右均等に一層の仕上がり厚さが30cm程度になるようにまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。	
	なお、管側部の締固めはコンパクタ・ランマ等により行うこととするが、これらによる締固め不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。また、作業に当たり管外面を締固め機械で直接打撃しないよう、十分留意して施工しなければならない。	
7 管体工 (1) FRPM管	1)割付図 施工に先立ち、管路の割付図(割付番号を含む)を作成し、監督職員の承諾を 得なければならない。	
8 プレキャスト水路	1)割付図 施工に先立ち、水路の割付図 (割付番号を含む)を作成し、監督職員の承諾を 得なければならない。 2)水路工	
	水路工施工に当たっては、共通仕様書第2編5-6-3プレキャスト開渠工及 び第2編3-8-5プレキャストカルバート工の規定に基づき施工するものと する。 3)曲線部	
	水密性を確保する必要があることから、曲線部は特に注意を払い施工しなければならない。 4)施工計画 車両系荷役運搬機械を現場内で使用する場合は、当該作業に係る場所の広さ、	
	障害物、当該運搬車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に 関して施工計画書に記載するものとする。	
9 コンクリー トエ	生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行わせるものとする。 なお、発生する廃棄物は、ピットやベッセル等を設置し、受注者の責において処	

		1 上 凸 上 尹
項目	内	摘要
	理するものとする。	
10 原形復旧工 (1) 耕地復旧	耕地の復旧に当たっては、圧密・沈下していることが予想されるため、設置した 仮設備等の仮設物を撤去した後、事前に計測した床土高さを各地点で確認するもの とし、床土高さが低くなっている場合は、監督職員と協議するものとする。	
11 舗装工 (1) 路盤工	路盤は、再生砕石 (RC-40) を均一に敷均し、施工条件に合った機械により、施工管理基準別表第3品質管理2.土質関係の道路工(2)下層路盤工の施工に規定する現場密度となるよう締固めなければならない。	
(2) 表層工及び 基層工	1) 路盤上の表層工及び基層工の施工に当たっては、プライムコート(アスファルト乳剤PK-3) 120リットル/100m2 以上を路盤面に均一に散布し表層又は基層との密着をはからなければならない。 2) アスファルト上の表層工及び基層工の施工に当たっては、タックコート(アスファルト乳剤PK-4) 40リットル/100m2以上を表層工及び基層工の下面に均一に散布し、表層又は基層との密着を図らなければならない。 3) 表層工及び基層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。	
第11章 施工管理 1 主任技術者 等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告によるものとする。	
2 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
3 施工管理の 追加項目 (1) 目地間隔	水路用L型ブロックの目地の施工管理基準は、次に示すとおりとする。 1)目地間隔(目地の開き)は次の表のとおりとする。	
	① 撮影基準 施工延長おおむね50mにつき施工目地、伸縮目地、それぞれについて各1箇所の割合で撮影する。 ② 撮影方法 撮影に当たっては、目地の間隔、バックアップ材、目地の深さが読み取れるようにする。	

	関戸支線水路第1 	上匚上手
項目	内容	摘 要
	また、ボックスカルバート水路の目地間隔について、施工計画書に管理基準 値及び規格値を示し、監督職員の承諾の上、施工管理しなければならない。	
(2)底版鉄筋溶 接	水路用L型水路の底版鉄筋溶接について、施工計画書に管理基準値及び規格値を示し、監督職員の承諾の上、施工管理しなければならない。	
4 構造物品質確認調査	本工事で施工する接続工については、土木構造物の品質を確保するため、テストハンマーによる強度推定調査及び、ひび割れ発生状況調査を行い、監督職員に報告しなければならない。 1) 強度推定調査の方法は次によるものとする。	
	① 調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては1打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位として、各単位につき3箇所の調査を実施し、所定の強度が確保できているか確認しなければならない。	
	なお、受注者は、事前に調査計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければ ならない。	
	② 調査の結果、所定の強度が得られない場合には、その原因を追及するとともに、その箇所の周辺において再調査を5箇所実施し、結果を監督職員に報告しなければならない。	
	③ 測定方法は「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法(JSCE-G 504)」により実施するものとする。	
	④ 測定結果によっては、コアを採取し、圧縮強度試験を行うこともある。⑤ 実施時期、位置など詳細については、監督職員と打合せを行うものとする。なお、調査票については別途指示するものとする。	
	2) ひび割れ発生状況調査は次により実施しなければならない。 ① 構造物完成後、0.2mm以上のひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成し、展開図に対応する写真についても添付しなければならない。	
	なお、調査の結果、有害と思われるひび割れについては、その原因を追及するとともに、対処方法について監督職員と協議するものとする。 ② 調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。 なお、調査票は完成検査時に提出しなければならない。	
第12章 条件変更 の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土 質	
	2)転石の出現 3)湧水及び地下水の噴出	
	4) 予想できなかった騒音及び交通規制 5) 第三者による事業の妨害	
	6)地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現 7)関係機関との協議 8)その他監督職員が認めた事項	
第13章 公共事業 関係調査に 対する調査	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者 はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種、調査要領等については、監督職員が別途指示するものとす	
	る。	

			1 上 上 土 寸
項	目	内容	摘要
第14章 1 電子		工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない ・工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-RまたはBD-R)正副2部	
2 週6 よる施	木2日に	共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2)「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりであ	
		る。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として 土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止 している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容 に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など) は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業	
		が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上 必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含め るものとする。 (3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監 督職員へ提出する。	
		② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された 日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等によ り行うものとする。	
		③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。	
		⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。(4)監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。(5)発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費	
		(率分)を補正し設計変更を行うものとする。① 補正係数4週8休以上	
		現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上	
		20.0% (0日/20日) 以上	<u> </u>

項目	Þ	7	容	摘
	労務費	1.02		
	機械経費(賃料)	1.02		
	共通仮設費(率分)	1. 02		
	現場管理費(率分)	1.05		
	じている。 なお、発注者は、工事完 たない場合は、工事請負契 ぞれの経費につき上記①は に減額変更する。 また、提出された工程表 に受注者側に週休2日に取 違反として「地方農政局」	法成時に現場閉所の 場約書第25条の規定 こ示す補正係数に。 が週休2日の取得 対り組む姿勢が見ら 工事成績等評定実施 4地第759号大臣官が (事業(務)所長用 のとする。 はひ工事において、	よる補正係数による補正を を前提としていないなど いれなかった場合について 正要領(模範例)の制定に 房地方課長通知。以下「ユ)に示す「7. 法令遵守を 市場単価方式・土木工事	8休に満 ち、それず 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
	名称	区分	補正係数 4週8休以上	
	鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1. 02	
	排水構造物		1.02	
	構造物とりこわし工	機械	1.02	

URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf を参照。

- 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算 基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1 日未満積算基準は適用しない。
- 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、 その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工 パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は 適用しない。
- 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方 法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適 当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

4 情報化施工 技術の活用に ついて

(1) 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(農林水産省農村振興局整備 部設計課)に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図 るため、受注者の発議により、土工及び水路工に関する起工測量、設計図書の照 査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情

	1					関尸文線水路第1	上丛上手
項	目			内	容		摘要
		報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事(受注者希望型)					
		である。	to tend				
		(2)協議		レバッグロンメ	한테 노크 [B A x] - #################################	, 	
		受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出は、作用が見る可能の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出は、作用が見る可能の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出は、企業の表現を表現しています。					
		出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに発					
		注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。 なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するも					
		のとする			3. <u>// 13</u> 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13		
		(3)使用	する機器・ソフ	トウェア			
	情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者						
		1, 1, 1, 2			エデータは、受注者が	11//1/ 0 0 = /	
				、ウェア及びフ	ァイル形式については	は、事前に監督職員	
		_ 500,500 /	「るものとする。				
		(4)貸与		炉売記卦デー を	マの作成に必要な貸与	答案は	
					場合は、監督職員に報		
		ものとす	-				
		なお、	貸与を受けた資料	4については、	工事完成時までに監督	職員へ返却しなけ	
		ればなら	ない。				
				貸与資料		備考	
		1	令和4年度 和歌 関戸支線水路実施				
		2	図面CADデータ	,			
		(5)確認	及び検査				
		受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等におい					
		て、施工	管理データが組み	込まれた出来	形管理用TS等光波方	式等を準備しなけ	
		ればなら					
		(6)電子					
		受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない					
		. , .	╯」に基づさ提出↓ B化施工技術の活月				
					」 別については設計変見	更の対象と1. 「情	
					に基づき計上すること		
				- · · · ·	掛、経費等の見積書提	, - 0	
		, -		- 17 12 17	より歩掛調査等の調査		
		は協	易力しなければなら	うない。			
第15章 定め	なき	この特別	仕様書に定めない	/事項又は本エ	事の施工に当たり疑う	髪が生じた場合は、	
車	項	必要に応じ	て監督職員と協議	義するものとす	- る。		